

概要版

～育てよう 未来に輝く あやせっ子～

綾瀬市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ≫ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月
綾 瀬 市

計画策定の趣旨

将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においても、平成17年3月に「綾瀬市次世代育成支援行動計画」を、また平成22年3月に同計画の「後期計画」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、さらなる子育てをしやすい社会にしていくために、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律は、新たなる子育て支援の仕組み「子ども・子育て新制度」として、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを趣旨とした「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「綾瀬市次世代育成支援行動計画」を兼ねた「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるように、市町村が地域の実情に応じた、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの子ども・子育て支援の充実を図ること。

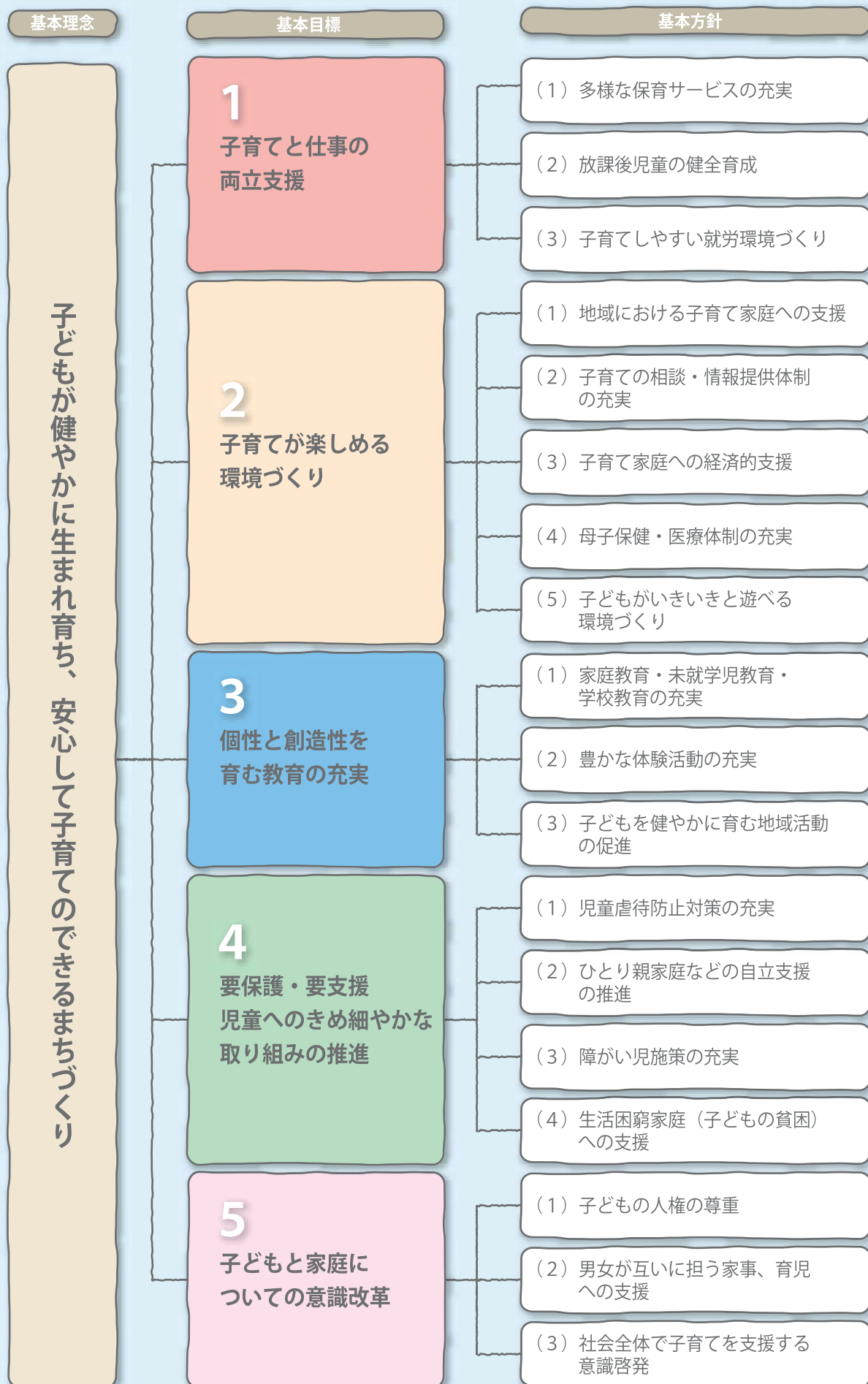


計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、計画に大きな開きが見受けられる場合は、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。

施策の体系



基本理念

この計画は、綾瀬市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、綾瀬市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果を踏まえ、綾瀬市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

子どもが健やかに生まれ育ち、
安心して子育てのできる
まちづくり



子どもが健やかに生まれ育っていくことは、保護者や一人ひとりの子どもの幸せにつながります。保護者や子どもが安心して子育て・子育てできるためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、保護者も保護者として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

基本目標と基本方針・主な取り組み

1 子育てと仕事の両立支援

● 多様な保育サービスの充実

新たな民間保育施設の開設誘導や保育所の延長保育、幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。

● 放課後児童の健全育成

あやせつ子ふれあいプラザ事業は、体験や活動の機会の場を拡大するための多様なプログラムを提供します。放課後児童健全育成事業では、放課後児童クラブの施設整備や運営支援を進め、「小1の壁」の解消に努めます。

● 子育てしやすい就労環境づくり

家事・育児などの講座を実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女が共に協力して子育てができる環境づくりを推進します。



2 子育てが楽しめる環境づくり

● 地域における子育て家庭への支援

子育て支援の拠点となっている子育て支援センターの整備を進め、相談からサービスまで一元的に行うことができるように、子育て支援センターの機能の拡充を図ります。

● 子育ての相談・情報提供体制の充実

子育て支援センターを拠点として、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

● 子育て家庭への経済的支援

児童手当、児童扶養手当、就学援助金、奨学金の給付など子育て家庭への経済的支援に努めるとともに、制度の充実について国・県に働きかけていきます。

● 母子保健・医療体制の充実

母子健康手帳発行時から健康相談、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査、育児相談などの育児支援事業を実施し、子育てに関する情報を提供するとともに育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。

● 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

さまざまな場所や道具などを活用しながら、年齢、障がいの有無に関係なく、子どもが自由に遊べる場や居場所づくりを進めます。

3 個性と創造性を育む教育の充実

● 家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実

児童・生徒の心身の健全な育成及び教育の充実を図るため、相談体制の整備を進めます。

● 豊かな体験活動の充実

自然とふれあう機会や地域の人との交流などをおとした体験学習の場を提供します。

● 子どもを健やかに育む地域活動の促進

保護者や家庭をはじめとし、子育てにかかわる市民・事業者・地域活動団体などについて、基本的な役割分担を明らかにした「綾瀬市青少年健全育成活動指針」に基づき、実効性がある仕組みと人材の育成・配置を図ります。

● 児童虐待防止対策の充実

保健、福祉、医療、教育、児童相談所など関係機関による「要保護児童対策地域協議会」の緊密な連携により、虐待の防止、早期発見、被虐待児への対処などについて適切かつ迅速に対応します。

● ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと就業を両立させることができるよう、保育所や放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

● 障がい児施策の充実

障がい児を受け入れる機関・施設への援助を行い、幼児期から障がいの有無に関係なく子ども同士の交流を進めます。

● 生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

生活困窮家庭の自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援に努めます。



5 子どもと家庭についての意識改革

● 子どもの人権の尊重

人権啓発事業を実施するとともに、広報紙や保育所、幼稚園、学校、児童館、公民館などの情報発信機能を活用して、「児童憲章」「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容を踏まえた人権意識の向上を図ります。

● 男女が互いに担う家事、育児への支援

男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う環境づくりを進めます。

● 社会全体で子育てを支援する意識啓発

すべての市民が子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会をつくるため、地域と子育て家庭との交流、講座・フォーラムなどを開催し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進します。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 保育所

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳児	120人	120人	119人	119人	118人
	1・2歳児	341人	351人	349人	348人	347人
	3～5歳児	568人	551人	542人	541人	551人
確保方策	0歳児	78人	96人	106人	112人	121人
	1・2歳児	286人	312人	332人	345人	356人
	3～5歳児	466人	496人	526人	526人	556人

(2) 幼稚園

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1号認定	1,501人	1,456人	1,433人	1,430人	1,456人
	2号認定	248人	241人	237人	237人	241人
確保方策		2,173人	2,173人	2,143人	2,143人	2,113人

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	量の見込み 確保方策		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
時間外保育事業	量の見込み		208人	226人	241人	246人	259人
	確保方策		208人	226人	241人	246人	259人
放課後児童健全 育成事業	量の見込み	低学年	261人	274人	283人	296人	294人
		高学年	119人	130人	140人	146人	141人
	確保方策		325人	363人	387人	412人	440人
子育て短期支援事 業（ショートステ イ、トワイライト ステイ）	ショート ステイ	量の見込み	253人	251人	249人	248人	250人
		確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
	トワイライ トステイ	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
		確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
地域子育て支援拠 点事業（子育て支 援センター）	量の見込み		36,614人	37,299人	37,136人	37,022人	36,859人
	確保方策		25,131人 (2か所)	25,131人 (2か所)	37,696人 (3か所)	37,696人 (3か所)	37,696人 (3か所)

事業名	量の見込み 確保方策		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一時預かり事業	量の見込み	1号認定	7,848 人	7,610 人	7,491 人	7,475 人	7,613 人
		2号認定	5,877 人	5,699 人	5,610 人	5,598 人	5,702 人
		在園児対象 型を除く	5,392 人	5,539 人	5,525 人	5,508 人	5,463 人
	確保方策	1号認定	7,848 人	7,610 人	7,491 人	7,475 人	7,613 人
		2号認定	5,877 人	5,699 人	5,610 人	5,598 人	5,702 人
		在園児対象 型を除く	5,392 人	5,539 人	5,525 人	5,508 人	5,463 人
病児・病後児保育 事業	量の見込み		785 人	779 人	772 人	769 人	775 人
	確保方策		0 人	780 人	780 人	780 人	780 人
子育て援助活動支 援事業（ファミ リー・サポート・ センター）	量の見込み	低学年	2,271 人	2,239 人	2,269 人	2,222 人	2,154 人
		高学年	479 人	496 人	483 人	501 人	494 人
	確保方策		4,981 人	4,981 人	4,981 人	4,981 人	4,981 人
利用者支援事業 （保育コンシェルジュ）	実施か所数		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
妊婦に対する健康 診査	量の見込み		750 人	750 人	750 人	750 人	750 人
	確保方策		750 人	750 人	750 人	750 人	750 人
乳児家庭全戸訪問 事業	量の見込み		747 人	745 人	741 人	740 人	735 人
	確保方策		747 人	745 人	741 人	740 人	735 人
養育支援訪問事業	量の見込み		40 人	50 人	60 人	70 人	80 人
	確保方策		40 人	50 人	60 人	70 人	80 人

計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進行状況について把握するとともに、市民ニーズへの迅速な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため「綾瀬市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

綾瀬市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 平成27年3月
 発行者 綾瀬市
 市民子ども部子育て支援課
 綾瀬市早川550番地
 電話：0467-77-1111（代表）



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい